

公立鳥取環境大学エコキャンパス委員会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第6号に規定するエコキャンパス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する学部の専任教員 各1名
- (3) 学長が指名する人間形成教育センターの専任教員 1名
- (4) 学生EMS委員会 3名
- (5) 副理事長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) EMSの運用等に関する事。
- (2) 学内のEMS教育に関する事。
- (3) 学内の施設設置等に関する事。
- (4) その他学内環境に関する事項等で学長から諮問された事項

(報告)

第8条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第33号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第44号)

この規程は、平成27年11月5日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第31号)

この規程は、平成30年10月16日から施行する。

附 則 (令和2年規程第28号)

この規程は、令和2年4月28日から施行する。